

東京エレクトロングループ 倫理基準

1998年 8月14日 制定
2016年 8月 1日 改訂

序文

東京エレクトロングループが、全世界の人々に認められるグローバル・エクセレント・カンパニーであるために、グループの役員および社員が守るべき倫理基準を規定した。

我々は、株主・顧客・取引先・地域社会ならびに業務に関係している外部の人達に対して、適切な時期に適切な方法で正しい情報を開示し、株主・投資家の期待に応え、また顧客・取引先各位の信頼を克ち得るよう最大の努力をすべきである。決して短期的利益のため開示すべき情報を秘匿し、歪曲し、外部の人達の判断を誤らせ、信頼を失うことをしてはならない。

また、全世界で仕事を進めるためには、公平・誠実と正直さをもって高い水準での倫理を保持しなければならない。そして、いかなるときも、各国、各地域の法令、および国際規則を遵守し、また、高い水準での倫理観、道徳観と社会的良識をもって行動することが要求される。我々は、社員やビジネスパートナーによる腐敗行為を認めず、反腐敗に関し適用されるすべての法令に従うことを模索する。

とりわけ、経営トップは、すべての役員および社員によってこの倫理基準が守られ、実践される企業風土の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範するとともに、東京エレクトロングループ内での徹底を図らなければならない。

この倫理基準を逸脱する事態が発生したときは、倫理担当取締役を中心に経営トップ自らが問題の解決にあたる姿勢を内外に示し、原因究明、再発防止に努めるとともに、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、責任の所在を明確にした上で、自らを含めて厳正な処分を行うものとする。

なお、今後この基準は、時代の環境・要求の変化により見直される。

法令等の遵守

東京エレクトロングループの役員および社員は、そのグローバルな事業活動において、各国および各地域の法令、国際規則をいかなるときも遵守し、企業倫理に則り誠実に行動しなければならない。

【説明】

東京エレクトロングループ(以下、【説明】においては「TEL」という)の事業活動の範囲は、世界中に広がっています。この活動において、顧客、サプライヤー、株主・投資家、行政機関等のステークホルダーの期待に応え、円滑な事業活動を推進するために、各国、各地域の法令、国と国との関係を調整する国際規則等を十分に理解し、遵守することがまず必要です。

しかし、これらの法令等は、TELの役員および社員が準拠すべき必要最小限のものであることを忘れてはなりません。さらに、企業には、自らの行動を規律し、国際社会の一員として活動するに相応しい企業倫理を確立することが求められます。

また、法令等や企業倫理は、時代の推移、社会の変遷等によって絶えず変化するものであり、それらの変化に適合するよう行動することが必要です。

加えて、上場する企業グループとして、TELは、財務情報やその他の情報を公に開示する社会的な責任と法的な責任を負っています。TELは、公表する報告や書類において、十分かつ正確な情報を、公正かつ理解可能な形で適時に開示するための統制を行い、そのため手続を整備しています。

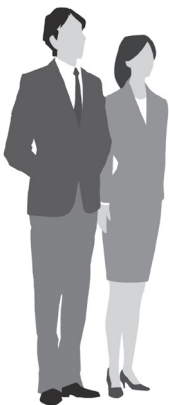


社会的良識による 行動

東京エレクトロングループの役員および社員は、高い倫理意識に裏付けられた社会的良識に従って行動しなければならない。

【説明】

TELの役員および社員は、常に、社会の一員としての自覚を持ち、良識に基づいて行動しなければなりません。それとともに、倫理意識を高める努力が必要です。これにはまず、各個人の自己啓発が不可欠です。同時に、会社としても倫理教育を強化することにより、個人と組織の両面から向上を図っていきます。



地域社会との共生

東京エレクトロングループの役員および社員は、会社と自らが地域社会の一員であることを認識し、地域社会と連携を図りつつ、ともに発展していくように努めなければならない。

【説明】

TELは世界中でビジネスを展開しています。世界中のどのような場所においても、地域社会の一員として、適切な行動が求められます。それは、その国や地域とのかかわり合いを大切に、求められる役割を果たしていくことです。TELの役員および社員は、それぞれの国や地域の歴史、文化、習慣、社会事情等に十分な認識を持ち、それらから逸脱する行為を行ってはならないことは勿論、よき企業市民として、地域社会の発展に、より貢献できるよう努めなければなりません。



安全の確保・ 品質の追求



東京エレクトロングループの役員および社員は、開発・製造・販売・サービス・管理等のすべての業務において、安全の確保と品質の追求に、努めなければならない。

【説明】

安全への配慮が不十分であったために発生した事故によって、これまで築き上げてきた会社の社会的信用が損なわれてしまいます。品質についてのわずかなミスが、お客様に多大な損害を与え、会社に対するお客様の信頼を台無しにしてしまいます。安全と品質はすべてに優先されなければなりません。TELの役員及び社員は、安全・品質の軽視によって、会社への信用や信頼が簡単に失われることを認識し、たとえ一時的なコスト面への影響があったとしてもこれらを最優先する企業文化を築き上げていかねばなりません。

業務を遂行する際には、「経営理念」や「安全方針」、「品質方針」に沿って、お客様や社員をはじめ、TELのビジネスに係るすべての人々の安全第一・品質優先を推進し、理解を得よう努めてください。例えば、安全や品質を確保するために、利益が減ってしまうとか納期が守れないような場合、担当者個人で悩まずに、上司等に報告、相談して対応を検討してください。相談された上司は、安全第一・品質優先の考えに基づいてコストや納期の変更についてお客様と調整してください。

また、労働安全衛生に関する法令や社内規程を遵守し、安全で衛生的な職場環境の実現を通じて、労働災害の防止と健康維持に努めるようにしましょう。

環境保全活動の 推進

東京エレクトロングループは、地球環境との調和を保ちながら事業活動を行なわなければならない。

【説明】

人類の共有財産である地球環境の保全とその継続的な改善に取り組むことは、企業としての社会的責任であり、経営上も最も優先されるべき課題の一つです。TELでは、この認識に基づき「環境方針」を制定し、一体となって環境保全に努め、TELのビジネスに関わるすべての人々に、信頼される企業を目指します。また、製品の開発段階から環境への負荷軽減のために検討を行い、

- (1) 材料や排出物等を抑制する、
- (2) リサイクル可能品を使用する、
- (3) 有害物質については代替品の使用を優先する等、

環境に配慮した製品づくりを推進していきます。

TELの役員および社員は、会社の地球環境に対する姿勢、方針を理解し、日常業務を行う上で、地球環境へ与える負荷低減のための行動を心がけてください。



モノづくりにおける 倫理

東京エレクトロングループの役員および社員は、高い倫理意識を持って、誠実にモノづくりに取り組まなければならない。

【説明】

TELはハイテク製品の提供を通じ、日常生活に多くの利便性と快適さをもたらしています。TELは優れた製品・サービスを提供し続けるため、絶えず技術革新に挑戦しています。その一方で、技術の発展は、人々の生命や財産、地球環境を危うくするリスクも包含しています。例えば、取り扱う材料が地球環境に様々な影響を与える可能性があること、技術の使い誤り等が人々の安全、健康や社会システムの安全に影響を与えたりすること等があげられます。

TELの役員および社員は、技術の持つ二面性(有益性と危険性)を理解し、万全の注意をはらって、優れた製品・サービスを提供しなければなりません。そのためには、自らの専門的知識・能力の向上に努めることは勿論、モノづくりに関する倫理意識を高める努力を欠かしてはなりません。ここでいうモノづくりとは、製品の製造だけでなく、製品開発、スタートアップや保守・改造および輸送業務等、製品の製造・販売に関するすべての業務を指します。

また、TELは、TELと社会の継続的発展のため、高い倫理意識を持った後継技術者の育成と技術の継承に努めていきます。



公正で 自由な競争の推進

東京エレクトロングループは、公正かつ自由な市場の競争を妨げる一切の行為を行わない。

【説明】

価格、取引条件、市場や顧客の割り当てを競合会社と話し合うこと等、公正かつ自由な競争を妨げる行為は、独占禁止法で禁止されており、厳しく処罰されます。企業である以上、利益の獲得を目指して努力することは必要ですが、私たちはあくまでも、公正なビジネスを展開し、その成果としての利益の獲得を目指すべきです。

製品やサービスを販売していく上では、自社の製品やサービスの優れている点を適切に説明しなければなりません。例えば、他の事業者を誹謗中傷する表現を用いたり、事実による裏付けがないデータを使って自社製品と他の事業者の製品を比較したりすることは許されません。

なお、競争制限に関する合意等の行為（談合等）は、一般に、業界団体等の会合の場で行われることが多いといわれます。単なる情報交換のつもりであっても、結果として、競争制限と解釈される場合もありますので、このような場で、価格や取引条件に関する話題に加わることを注意しましょう。



サプライヤーとの 公正な取引

東京エレクトロングループは、サプライヤーを公正な基準に基づき選定する。サプライヤーとの取引に当たっては、取引上の優越的な立場を利用して、その利益を不当に害する行為を行わない。

【説明】

TELは、資材・商品等の仕入先や、システム・ソフトウェア関連の協力会社等、製品やサービスを提供する様々なサプライヤーと取引を行っています。TELは、サプライヤーの選定を、品質・技術・価格・納期等の基準に基づき、客観的・公正に評価して行います。

また、TELとサプライヤーとのビジネスは、対等な立場で行わなければなりません。TELはサプライヤーから見ると、製品・サービスを買ってくれる「お客様」であり、サプライヤーよりも優越的な立場にあります。その優越的な立場を利用して、サプライヤーの利益を不当に害してはなりません。例えば、買ったたき、支払の遅延、発注品の不当な受領拒否・返品、TELが指定する製品の購入強制等の行為は、絶対に避けなければなりません。



知的財産の尊重

東京エレクトロングループは、自社および第三者の知的財産を尊重し、適切に保護・管理・活用する。

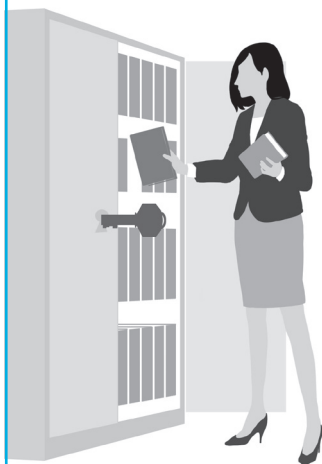
【説明】

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権、およびノウハウ等の機密情報は、自社の製品やサービスの優位性を確保するための重要な知的財産です。TELが継続的に成長するためには、事業活動から生み出された知的財産を適切に保護・管理し、活用することが必要です。また、公正な競争という観点から、第三者の知的財産を尊重することも求められます。

TELの役員および社員は、発明・考案・意匠・その他のTELの業務に関連する知的創作活動を奨励し、かかる創作活動の成果を、知的財産権として保護し活用することに努めなければなりません。同時に、TELの製品およびサービスが第三者の知的財産権を侵害しないように努めなければなりません。

TELの役員および社員は機密情報の区分・開示範囲を明確にし、情報へのアクセスを適切に管理することで、情報が不適切に拡散することがないように努めなければなりません。在職中ならびに退職後のいずれにおいても、機密情報を認められた範囲外に開示してはなりません。TELを退職する際には、業務上入手した機密情報が記録された電子ファイルおよび有体物はすべて消去、破棄または返却しなければなりません。

TELは第三者の機密情報を尊重し、不適切な方法により情報を入手すること、および、情報を不正に使用することを禁止します。また、必要のない機密情報は、適切な方法であったとしても第三者から安易に入手するべきではありません。情報の不正使用には、TELに入社前に勤務していた企業の機密情報を使用することも含まれます。正当に入手した第三者の機密情報は、社内のルールおよび第三者との取決めに従い適切に管理しなければなりません。



輸出入管理の徹底

東京エレクトロングループの役員および社員は、貨物の輸出入および技術の提供について、関連法規とそれらに基づく社内規則等を遵守しなければならない。

【説明】

TELの取扱う製品・原材料や技術は、兵器開発に使用される可能性があるという理由等で、輸出入関連法規により規制を受けます。TELの役員および社員は、自らの製品や技術等が他人によって不正な目的に使用された場合、国際的な平和と安全の維持に脅威をもたらす恐れがあることを認識し、それを防止するために、輸出入管理を徹底しなければなりません。

TELの役員および社員は、すべての製品・原材料や技術の輸出入につき、安全保障貿易関連法令や関係各国および各地域で定める関係法令、および社内規則を遵守し、必要な監督官庁の許可手続をとる等、社内規則等に則った対応を行わなければなりません。



常識をわきまえた 贈答や接待

東京エレクトロングループの役員および社員は、仕事上関係のある会社または個人との間の贈り物の授受は、社会通念上認められた常識の範囲を超えて行ってはならない。なお、現金の授受は、金額の多寡に関わらず行ってはならない。

また、仕事上関係のある会社または個人と行う社交的な交歓(接待)は、常識をわきまえた節度のある範囲で行わなければならない。

【説明】

贈り物の授受は常に社会的に常識として認められる範囲で行ってください。公正なビジネスを妨げたり、違法と判断されたりするような贈り物は、贈る場合も、贈られる場合も、一切認められません。また、贈り物をする際には、受け取る側の方針にも配慮をする必要があります。贈り物を受け取る場合も、個人的な利益のためであったり、TELのイメージを傷つけたりすることがないように、十分注意してください。なお、TELでは香典、見舞金等、社会通念上相当と認められ、かつ内部ルールに従ったものを除いて、金銭や金券の授受は金額の多寡に関わらず、原則として禁止されています。

接待については、ビジネスの一環として、食事等一般に認められている社会通念の範囲内で行う場合は問題ありませんが、過剰にならないように常に配慮しましょう。

政府関係者や公務員等へ贈り物や接待は原則として行なってはなりません。例外的に行なう場合は、TELのロゴの入ったノベルティを贈る等、法令および商慣習に照らして合理的と認められる範囲内にとどめる必要があります。これらは贈賄や癒着ととられるような行動を未然に防止するためです。なお、多くの国では、政府関係者や公務員等への贈答・接待は法律により規制されています。この違反に対しては、企業だけでなく贈答・接待を行なった個人に対しても、厳しい処罰が科せられます。

なお、TELでは、1998年11月より中元・歳暮の授受は全面的に廃止されています。

具体的な贈り物のガイドラインについては本倫理基準の取扱要領を参照ください。



利益相反行為の 禁止

東京エレクトロングループの役員および社員は、正当な理由なく、個人の利益のために会社の利益と対立する行為（利益相反行為）や対立するような外観を有する行為、あるいは対立する恐れのある行為をしてはならない。また、業務上、その地位を利用して、個人の利益を図ってはならない。

【説明】

会社の利益と対立するような個人の行為（利益相反行為）や対立するような外観を有する個人の行為、対立する恐れのある個人の行為とは、例えば、

- (1) 取引先から個人的な特典を受ける、
- (2) 他団体の役職員を兼務する、

といった行為が該当します。これらの行為は、個人の利益を優先し、会社の利益を害する結果を招くリスクがあります。

TELの役員および社員は、会社の利益のために職務を遂行する義務と責任を負っており、利益相反行為や対立するような外観を有する行為を行わないように気をつけなければなりません。たとえ取引先等の好意であっても、取引先等から個人的に特典や特別な待遇を求めたり受けたりすることは、行わないようにしましょう。

なお、他の団体に所属する二重就業は会社から認められる場合を除いて禁止されています。



会社財産の 不正使用の禁止

東京エレクトロングループの役員および社員は、自己の利益のために会社財産を、不正に使用してはならない。

【説明】

TELの施設備品、用具類、原材料および事務所消耗品等は、会社業務を運営する目的で保有しているものです。これらを業務目的以外で使用すること、浪費すること、また許可無く会社の施設から持ち出すことは、不正使用であり、場合によっては犯罪となる可能性があることを認識しなければなりません。

また、上記のような有形なものに限らず、ソフトウェア、社内情報、顧客情報、マーケットシェアに関する情報等も、TELの無形の財産であり、同様に不正使用があってはなりません。例えば、会社が購入したソフトウェアを勝手に自宅のパソコンにコピーしたり、会社のパソコンを私的に利用したりすることは、明らかに会社財産の不正使用となりますので行ってはなりません。



ハラスメント行為の 禁止

東京エレクトロングループは、職場でのハラスメントを一切許容しない。

【説明】

一般的にハラスメントとは嫌がらせを意味し、さまざまな形態に分類されますが、職場においては、性的な嫌がらせであるセクシャルハラスメントや、職場での優位性を背景にした嫌がらせであるパワーハラスメントが、しばしば問題となります。いずれも、個人の労働環境を悪化させ、TELで働き続けることに不安を与えるにまで至ります。

TELの役員および社員は、一人一人が個人として尊重され、その能力が遺憾無く発揮される職場環境を実現するように努めなければなりません。ハラスメントや嫌がらせ行為によって社員が本来の能力を発揮できないような事態は、会社にとっても損失であり、あってはならないことです。会社は、このようなハラスメントに対し解雇を含む厳正な処分をもって対応します。また、ハラスメントを申し出た者に対する嫌がらせや報復に対しても、同様とします。

なお、セクシャルハラスメントについては、一般に男性が女性に対して行うものと見られていますが、女性から男性に対しても起こり得るものです。

TELの役員および社員は、ハラスメントに関する正しい知識を持ち、一体となって職場でのハラスメントの防止に努めなければなりません。ここでいう「職場」とは、日常勤務している事務所等に限らず、業務上の理由で訪問した取引先の事務所や、会議等の打ち合わせに利用した飲食店等の場所をも意味します。



インサイダー取引の禁止

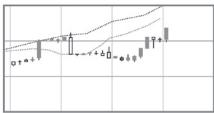
東京エレクトロングループの役員および社員は、職務や取引に関連して知り得た未公表情報を利用した株式売買等(インサイダー取引)を行ってはならない。

【説明】

社内には、一般の投資家には知られていない未公表の情報があり、これらの情報を利用すれば、株式の売買取引によって多額の利益を得る可能性があります。しかし、このような取引によって利益を得ることは、一般の投資家と比べて著しく不公平となるため、インサイダー取引規制により禁止されています。インサイダー取引規制の対象は、家族や他人名義を利用したの取引等も含まれます。

上場・非上場を問わず、他社の株式を売買する場合にも、インサイダー取引規制に違反しないように注意する必要があります。未公開株式や売り出し前の株式について、取引先から安価で提供を受ける行為や、公表前に知った情報に基づいて取引先の株式を購入する等の行為がこれに当たります。このような行為は、絶対に避けてください。

インサイダー取引規制の対象となるかどうか判断に迷ったときは、東京エレクトロン(株)総務部に相談してください。



政治的活動および 政治献金の禁止

東京エレクトロングループの役員および社員は、職場内で政治的活動を行ってはならない。また、東京エレクトロングループは、政治家（候補者を含む）・政党への献金や会社資産の提供は行わない。

【説明】

TELでは職場内の政治的活動は禁止されています。

地区・地方、国レベルを問わず、TELが、特定の政治団体や政党、候補者を含む政治家を支援することはありません。TELのビジネスは、高品質の製品・サービスを提供する活動を基盤としており、政治団体や政治家への献金等によって支えられるべきものではありません。

TELの資金、資産を特定の政治団体、政治家を支援する目的で利用することは出来ません。このような行為は、法律に違反する場合があります。

取引先等から、選挙運動への協力等特定の政治団体・政治家への支援を求められた場合は、TELの方針を説明し、協力出来ない旨、理解を得るようにしてください。



反社会的勢力への 関与の禁止

東京エレクトロングループの役員および社員は、市民生活の秩序・安全ならびに企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力とは取引関係を含め一切関係を持たないこととし、いかなる理由があっても資金提供や便宜を図る行為は行わない。

【説明】

暴力団を始めとする反社会的勢力は、巧みに企業や個人に付入る隙をねらっています。その手口も、ごく普通の企業名や団体を装って寄付や取引参入を求める等、巧妙かつ悪質なものが増加しています。また、書籍や雑誌を一方向的に送りつけ、代金の支払いや購読を強要するケースもあります。たとえ合法的な取引でも、その対価は反社会的勢力の活動資金となります。反社会的勢力からの不当要求を断固として拒絶し反社会的勢力と一切関係を持たないことは、今や社会の一員としての重要な責務です。たとえ事業活動上の不祥事や従業員等の不祥事を理由とする不当要求であっても、事実を隠ぺいするような裏取引は絶対に行ってはなりません。

反社会的勢力による不当要求に対しては、各社総務部門を中心に組織全体として対応します。万一、不審な団体が接触してきた場合は、速やかに自社の総務部門に連絡してください。また、TELは、このような不当要求に対して警察等の関連機関や弁護士とも連携し、民事・刑事の両面からの法的対抗措置を含めて、断固たる態度で対応していきます。



人権の尊重

東京エレクトロングループは、人権を尊重し、性別・国籍・年齢・人種・信条・宗教・心身の障がい・性的指向等による差別を行わない。また、強制労働および児童労働を行わない。

【説明】

TELは世界中で様々な人々とビジネスを行っています。また、TELの役員、社員も世界中の様々なバックグラウンドを持った人々から成っています。TELは、労働者の権利を始めとする人権を尊重することはもちろん、個人の人格を尊重し、性別・国籍・年齢・人種・信条・宗教・心身の障がい・性的指向等によって差別することはありません。異なる習慣や価値観も、一緒に仕事をする仲間として、お互いに尊重し理解しあうことが大切です。

また、バリアフリー等労働環境の整備の促進も含めて、多様な人材が十分な能力を発揮できる職場環境を、ハード面だけでなくソフト面においても積極的に整備していきます。



運用

(個別事項)

本倫理基準の各項目に関する個別事項(詳細)については、倫理委員会にて取扱要領を別途定める。

(手続)

本倫理基準に沿った上司への報告事項等の必要な手続については、倫理委員会にて別途定める。

(質問・回答先)

本倫理基準運用に関する質問・回答先については、以下のように定める。

- (1) 倫理基準に関する疑問や、倫理に関する問題がある時は、所属部署の上司に相談する。
- (2) 相談を受けた上司は、責任を持って対応し、各社人事部へ結果を報告するものとする。上司が解決できない時は、各社人事部が問題の解決にあたるものとする。
- (3) 質問・回答の結果は東京エレクトロン(株)人事部で取りまとめ、倫理委員会へ報告するものとする。特に必要な場合は、倫理委員会が問題の解決にあたるものとする。
- (4) 会社の個人(上司を含む)、グループないしは組織が、本倫理基準から逸脱する行為や反社会的な行為を企てるまたは、行っている場合には、遅滞なく倫理委員長または倫理担当取締役あてに情報提供するものとする。情報源については、守秘とする。

倫理メールアドレス: telhotline-ethics@tel.com

倫理委員長と倫理担当取締役のみに倫理メールアドレスのアクセス権があります。

(不利益取扱いの禁止)

本倫理基準に関し質問、相談または情報提供を行ったことを理由として、かかる質問、相談または情報提供を行った者に対して、いかなる不利益も行わない。

(逸脱行為事実)

本倫理基準から逸脱した行為事実が発生した場合の対応については、倫理委員長が速やかに倫理担当取締役に報告し、会社としての適切な処置をとる。法令や会社の方針に対する違反が申し立てられた場合、速やかに十分かつ公正な調査を行う。役員または社員が本倫理基準やその他のTELの方針、法令に違反した場合、退職を含む懲戒処分が行われることがある。

(本倫理基準の改訂)

本倫理基準は、倫理委員会における討議を経て、倫理担当取締役の承認をもって改訂する。この場合、倫理担当取締役は、改訂の効力発生前に、東京エレクトロン(株)取締役会に改訂内容を報告する。